

# 宇和島市教育委員会会議録

令和2年3月定例会

令和2年3月23日開催

宇和島市教育委員会

# 宇和島市教育委員会 令和2年3月定例会 会議録

1. 開会日時 令和2年3月23日（月）15時00分～

2. 場 所 宇和島市役所本庁 701 会議室

3. 出席者 教育長 金瀬 聡 委 員 高山 俊治 委 員 木下 充卓  
委 員 弓削 由美子 委 員 浅井 敬司 委 員 田村 裕子

4. 欠 席 者 なし

5. 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	上田 益也	教育総務課長	面川 啓之
学校教育課長	西田 一洋	生涯学習課長	富田 満久
中央図書館長	渡辺 晃	文化・スポーツ課長	森田 浩二
伊達博物館長	土居 道德	人権啓発課長	山本 利彦
学校給食センター所長	児玉 雅人	吉田教育係長	河野 孝
三間教育係長	末光 優子	津島教育係長	首藤 将文
福祉課長	伊手 博志		
(事務局)			
教育総務課課長補佐	土居 弘	教育総務課総務係長	山口 真史

6. 付議事件

- 報告第3号 専決処分した事件の承認について  
(平成31年度教育費3月補正予算の要求について)
- 報告第4号 専決処分した事件の承認について  
(令和2年度教育費当初予算の要求について)
- 報告第5号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市社会教育委員の解嘱について)
- 報告第6号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱について)
- 議案第8号 山本稔人材育成基金条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第9号 令和2年度宇和島市教育委員会教育基本方針(案)について
- 議案第10号 宇和島市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針(案)について

7. 会議概要

(1) 開会宣言 (午後3時00分)

◎教育長

それではただいまから、3月定例の教育委員会会議を開催いたします。

令和元年度の最後の定例教育委員会になりました。年度末に来て、新型コロナウイルスの対応

等で大変慌ただしくしておりますけれども、新型コロナウイルスの感染拡大防止策については、今日議題にも取り上げておりますので、また後ほど議論いただけたらと思います。

## (2) 教育長報告

### ◎教育長

つづきまして、教育長報告に移りたいと思います。

資料をご覧ください。ページが1ページ、2ページになります。2月分どういった動きをしてきたかということでもありますけれども、全体としてはご覧いただいているとおりののですが、ここでは9日、パフィオうわじまでありました令和元年度宇和島市公民館研究大会の話と、18、19日教育委員さんと一緒に呉市と総社市の方に行ったのですが、その話を、主に触れてみたいと思います。

初めに、2月9日、日曜日、公民館研究大会なのですが、中身は大きく分けて2つあって、1つは愛媛大学の森脇先生から地域の防災力の向上について、事前防災の考え方に基づく取り組みの発表でした。そして、2つ目が、教育推進員の西村さんから、地域と共にある学校についての話がありました。いずれも中身の共通点としては、地域が一体となって、片や防災、片や教育という切り口で一緒になってやっけて行こうという中身になったわけなのですが、非常に内容の濃いご講演を聴かせていただいたと思います。市議会議員さんも来ていらっしゃいますし、それから公民館の方等々お集まりいただいている中で、これからの取り組み、地域学校協働活動であったり、公民館の活動として、防災への対応というのは、豪雨災害以降、非常にスポットの当たっているところだと思うのですが、いずれも支え合ったり、協力し合ったり、というネットワーク、コミュニティを作っていると、こういう切り口を見た時に非常に重なるような内容になっていて、大いに参考になる部分があったとそういう風感じました。

それから、2つ目として、呉市とそれから総社市の方へ先進地視察ということで行って参りました。中身の報告については、コロナ対策等が始まってしまったものですから、まだ綺麗にまとめられてないですけども、呉市の方は、小中一貫教育を進めているという部分が1つの特徴、それから総社市の方は、英語に特化した、英語を中心の柱に立てて、特区を作って取り組んでいると。それはどういうことかという、総社市の中でも中心部の学校は、どちらかというところのご時世、人の数もむしろ増えているという中で、周辺部ではやはりどんどん子どもが減っている。そういうところを特色ある教育を掲げることで、人を呼んで来ようと、そういう風な考え方だったそうです。それで、呉市、総社市、それぞれ勉強させていただいて、小中一貫教育、英語特区の考え方については、それはそれで勉強になった部分はあるのですが、私として、これ以前にもお話したのかも分かりませんが、これはすごいなと思ったのが、総社市の英語特区、総社市における英語教育の仕組み、そしてねらいについて、中学生が自分の言葉で、総社市の英語特区っていうのはこういう考え方なんですと、そして私はそういう考え方の仕組みで、教育を受けていて、だからどういうところに目標を置かなければいけないんだとか、どういう成果を上げていかなければいけないんだということを、中学生が自らの口で説明していたというのが非常に印象的でした。

教える側が、教育課程について説明できるというのはある意味当たり前の訳ですけども、教えられる側の中学生が地域の大人たちに対して、自分たちがどういうシステムの中で、何をねらいに教育を受けているのか、こういうことを堂々と語っているのは、これはなかなかすごいことだなと思いました。翻って考えて見た時に、この4月から、小学校の学習指導要領が新しくなります。そして、宇和島市においては、コミュニティ・スクールが全校に導入されます。そして、全校に地域コーディネーターというものが入って来ます。これはあくまでスタートラインに立ったということであって、たちまち素晴らしいパフォーマンスを上げるということにはならないかもしれません。そういうコミュニティ・スクール、地域学校協働活動、そして新しい学習指導要領、こういうシステムでの教育が始まるんだということについて、もし、小学校低学年には難しいかもしれませんが、中学生、小学校高学年の子どもたちが、「そういうことなんです、コミュニティ・スクールの意味は」みたいなことを、もし、堂々と語れるようになるんだとすると、相当道が開けてくるんだろうなと思いました。逆に言うと、そういったところを目指せるようになりたいなと、子どもの口からそういうことが語られるということは、地域の大人たちに対しても相当のインパクトを与えることもできるのではないかと、そんな風に思ったというところが、実は教育委員研修の2日間の中での、自分としては、1番強く印象に残った部分でした。

ということをお伝えした上で、早速議事に入っていきたいと思います。なお、今、教育長報告では2点だけ触れましたけども、2月27日夜から、新型コロナウイルス関連の慌ただしい対応が始まっております。

この件に関して、何かご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

— 委員からは特に意見なし。 —

### (3) 付議事件

#### ◎教育長

それでは、次に議事に入ります。本日の議案ですけれども、報告第4号については、令和2年度の当初予算ですけれども、まだ予算の中身が公開されていないということから、そして、報告第5号、第6号については、人事案件であるという理由で、この3つに関しては、非公開で審議したいと思います。この件に関して、賛成していただける方は挙手をお願いいたします。

#### ◎全委員

— 挙手 —

#### ◎教育長

ありがとうございました。挙手全員と言うことで、報告第4号、議案第5号、議案第6号については非公開で審議します。それでは、まず最初に公開案件を審議いたします。

報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

#### ○教育総務課長

教育長。失礼いたします。3ページをご覧ください。専決処分した事件の承認についてでございます。平成31年度の教育費3月補正予算の要求についてということで、3月3日に議決をいただ

きましたので、その概要報告をいたします。4ページの方をご覧くださいと思います。教育総務課所管分でございます。まず、歳入の国庫支出金の上から2番目の小学校整備費補助金24,145,000円と、下段、2つ下の中学校整備費補助金24,145,000円、いずれも補助の確定通知がございましたので新たに補助金を計上したものでございます。それ以外の国庫補助金、県補助金、基金繰入金に関しましては、歳出の方の事業費が確定いたしましたので、それに伴って減額するというような予算となっております。次の5ページをご覧くださいと思います。上から2段目の小学校費の学校管理費でございます。6,235,000円、こちらは1月27日の強風に伴いまして、小学校の復旧費用、全体では小中学校費合わせて約18,000,000円ほど所要しておりますが、他の部分との見込みで不足額を計上するというような財政の方針で、6,235,000円を計上しております。3段目の小学校費の教育振興費、小学校ICT環境整備事業、36,000,000円でございます。こちらは、デジタル教科書、指導者用のパソコンを約260台購入するようにしたものでございます。中学校費の学校管理費の中学校管理事業、550,000円の施設修繕料でございます。こちら先ほど申しました1月27日の強風の伴う施設修繕の費用を計上しております。下段に行きまして、中学校費の中学校ICT環境整備事業、9,600,000円、こちらの備品購入費も先ほども申しましたデジタル教科書の指導者用パソコン、中学校分約90台を予算計上しております。それ以外に関しましては、全般年度内の所要見込額が確定いたしましたので、不要額を減額補正したというものとなっております。合計で38,288,000円増額の計上というようになります。以上でございます。

#### ○学校教育課長

学校教育課です。教育総務費、教育指導費、教育指導事業として、125,000円を負担金補助及び交付金として、これは修学旅行の旅費の負担金として、支援員に充てた分です。それからその下、外国青年招致事業については、ALTが本年度招致されたのに対して、不要額となったものを計上しております。それぞれの金額で減額しております。教育総務費、教育支援施設整備費、こども支援施設、わかたけの事業につきまして、これは委託料について、設計委託料として補正をしたものです。その下、小学校費、中学校費の学校保健費につきましては、それぞれ職員及び児童の健康診断委託料として、当初予定していたものから余ったものについて、減額計上しております。以上合計、小中学校合わせて、このような金額となっております。以上です。

#### ○生涯学習課長

教育長。7ページをご覧ください。生涯学習課所管分について、ご説明いたします。ほとんどの費目が実績と所要見込みによりまして、不要額を減額しようとするものです。中でも大きいものが、下段の図書館費、図書館事業の中で、光熱水費が若干大きな金額の減額となっております。電気料につきましては、新しい建物であり、当初の見込みが立たなかったところ、LED化等によって、割合電気代が安く上がったこと、それから水道料につきましては、水道を使う箇所がほとんどトイレであり、そこはほとんど井戸水を使っている関連から、水道料が極端に不要となったということが上げられます。また、エレベーターの保守委託料につきましては、入札による減額です。それらをトータルで、14,000,000円ほどの減額補正となっております。以上です。

## ○文化・スポーツ課長

教育長。文化・スポーツ課分をご説明します。歳入の分の減額は、伊達博物館がちょっと苦戦しておりまして、入館料を減額しております。諸収入の雑入の物品は、宇和島城の御朱印が非常によく売れておりまして、何枚も印刷しておりますが、その売り上げが増額となっている分です。歳出分の減額につきましては、年度の減額補正となっておりますが、増額についてご説明申し上げます。伊達博物館改築事業の委託料につきましては、現在伊達博物館の改築事業で、基本計画策定事業をしておりますが、今のところ、現地の今ある伊達博物館の敷地からですね、天赦公園の方へ移るという計画にしておりますが、今ある場所もですね、ある程度の大まかな計画を立てる必要ができたため、その分の増額の委託料を補正し、来年度、今年の9月頃になりますが、契約期間を延長して、基本計画を策定しようとするものです。それから、城山管理費の修繕料は、1月の暴風で、天守の漆喰が剥げておりますので、それをこれから直すものになります。その下の支障木伐採も城山の支障木の取り除きに必要な金額を補正したものです。樺崎歴史資料館管理事業の需用費、修繕料2,100,000円となっておりますが、1月の強風で樺崎歴史資料館の屋根も破損しておりまして、2,100,000円繰り越して、来年5月ぐらいまでに直す予定ですが、今、雨漏りがしてきておりますので、非常に気がかりなところです。国安の郷の需用費、修繕料も1月の強風で、東屋と農家の屋根が傷みまして、それを直すのに補修するものです。その下の町並み保存事業の委託料9,878,000円の減額は、今年度分は40件、200棟実施する分を40棟実施しまして、来年度へ持ち越すために、来年度予算で9,900,000円計上しておりますが、年度を分けた関係で9,878,000円減額にしております。2つ下の民俗文化財調査事業ですが、これは秋祭りのおねりに係るもので、協議会へ補助金を交付していましたが、その補助金に国の補助金がつきましたので、一般経費としては、2,761,000円減額するものです。総合体育館の需用費、修繕料9,500,000円も、1月の強風の影響で破損したのですが、屋上の電源が壊れまして、この夏クーラーがつかないという事態にならないために、5、6月の暑くなるまでに急いで修繕しようとするものです。以上の合計で6,920,000円の補正を組んでおります。以上です。

## ○人権啓発課長

教育長。まず、歳出ですが、人権啓発費の人権教育・啓発事業につきまして、報酬と報償費を60,000円と130,000円減額しております。報酬の減額は、人権を尊重しあらゆる差別をなくする審議会の審議案件がなかったためと、報償費につきましては、少人数地域学習事業を従来県外から招致していましたが、本年度は市内在住者で実施したため、講師謝礼金130,000円を減額しております。続いて、地方改善事業の報酬、同和対策委員会の報酬ですが、これも差別事象が発症した際に委員会、諮問会があれば発生しますが、これも今年度案件がなかったため、50,000円減額しております。需用費の150,000円につきましては、伊吹東集会所屋根修繕の入札減によるものです。続きまして、住宅新築資金等貸付事業特別会計について、ご説明させていただきます。今回の補正につきましては、事務費と債権放棄による不納欠損のための補正内容となっております。県支出金、県補助金は、基準単価の増額に伴い3,000円の増額、また、回収不能として、債権放棄した金額の損失補填としての補助金7,642,000円を計上しておりますが、合わせて、

7,645,000 円の増額となっております。続きまして、一般会計繰入金でございますが、償還事務費は、歳出の償還事業費の減額に伴い、404,000 円を減額しております。減額の主な要因は不動産競売申し立て手数料の減額であります。不納欠損分につきましては、滞納繰越分不能欠損から 2 件補助金追加分を差し引いた 2,549,000 円の増額となっております。合わせては、2,145,000 円の増額となります。諸収入でございますが、債権放棄による不納欠損処理 10,191,000 円を減額しております。歳出でございますが、住宅新築資金等償還推進事業の役務費、不動産競売においての該当物件がなく、実施しなかったため、申し立て手数料 700,000 円を減額しております。以上説明を終わります。

○学校給食センター所長

教育長。10 ページですが、上段の学校給食センターの歳出につきましては、吉田町学校給食調理場の経常経費につきまして、所要見込みが立ちましたので、電気代、水道代の光熱水費を 500,000 円減額するものであります。以上であります。

○福祉課長

教育長。福祉課からご説明いたします。10 ページの下段になりますが、幼稚園費、教育振興費についてご説明いたします。こちらの補正につきましては、20,000,000 円の増額ということになっております。内容につきましては、負担金補助及び交付金ということで、今年度、私立の認定こども園が 2 園できました。昨年までは幼稚園であったのですが、今年度の認定こども園の 2 園の補助金の積算におきまして、前年度を参考に見込人数 85 人で計上しておりました。それで、実績見込みとして 116 人ということになりましたので、その分の増額、国が定める公定価格の単価が増額したことに合わせまして、今ほど申し上げたように見込みの園児数の増加もありましたので、金額を調整して 20,000,000 円の増額ということにさせていただいております。以上で説明を終わります。

◎教育長

事務局からの説明は終わりました。ここままで、ご質問等あれば、お願いします。

◎全委員

－ 特に質問、意見等無し。－

◎教育長

特にないようですので、採決に移ります。報告どおり承認することについて、賛成いただける方の挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員のため、本件は報告どおり承認いたします。

続きまして、議案第 8 号、これについて事務局からの説明をお願いします。

○津島教育係長

教育長。20 ページをご覧ください。山本稔人材育成基金条例施行規則の一部を改正する規則で

す。提案理由といたしまして、山本稔人材育成審議会において、意思決定する際の定足数や議決の要件などが規定されていないため、規則の一部を改正しようとするものです。新旧対照表の22ページをご覧ください。現行では、第4条の見出し、審議会のところを改正後は審議会の設置とし、次の23ページの第5条の会議を加えました。理由としましては、現行では、審議会の役割や設置目的、会議がひとまとめになっており分かりにくい部分があるため、内容を細分化し、より明確にしたものです。詳細については、現行第4条の第4項で、審議会は、教育長が招集し、会議を執り行うを、教育長は、会議を総理するに変更し、第5項、教育長に事故があるときは、あらかじめ教育長の指名する委員がその職務を代理するを加えました。次に、改正案として、第5条に招集方法や定足数、議事の議決方法等を規定しております。会議、第5条、審議会の会議は、教育長が招集する。2、審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。3、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによると明記しました。なお、現行の第5条を第6条とし、以下第8条まで繰り上げております。以上です。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

◎教育長

事務局からの説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等あれば、お願いします。

私から補足すると、会議の成立の定足数が明示されていないものが、市役所内にもいろいろあったようで、これを整理していこうという作業の一環ですね。

よろしいですか。

◎全委員

－ 特に質問、意見等無し。－

◎教育長

それでは、特にご意見等もないようですので、採決に移ります。

原案どおり可決することについて、賛成いただける方の挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員のため、本件は原案どおり可決いたします。

次に、議案第9号について、事務局の方から説明をお願いいたします。

○教育総務課長

教育長。27ページをご覧いただいたらと思います。令和2年度の宇和島市教育委員会教育基本方針でございます。こちらにつきましては、ご承知のように、現在教育大綱をこの後最終的に決めて、来年度におきましては、先般もお話があったかもしれませんが、教育振興基本計画を計画した次第でございます。ただ、現実的には、4月上旬の、コロナの影響でどのようになるか分かりませんが、教育推進大会でも説明する教育基本方針を、毎年度この時期の定例会において決定しておりましたので、昨年度来の教育基本方針を策定していく方がいいだろうということで、今回上程させていただいた次第です。例年どおりの基本的な部分になるかと思うのですが、赤字や見



え消しの部分が、昨年から変わったような形になっております。28 ページからはそれぞれの区分に合わせた教育重点施策を、それぞれ来年度の予算、新学習指導要領を踏まえた修正というような内容となっております。29 ページをご覧くださいと思います。こちらが社会教育の分野、右側 30 ページは、文化に係る分野でございます。下が、人権・同和教育に係る分野でございます。次のページ、31 ページをご覧くださいと思います。こちら、社会体育、学校給食、情報教育の分野の各項目でございます。33 ページをご覧くださいと思います。こちらの方では従来どおり「うわじま 家族宣言」の方を掲載しております。34 ページは、それぞれの基本方針案ということで、7 番目の情報化の部分を I C T 環境の充実・活用によるというような修正をしたものがございます。35 ページをご覧くださいと思います。左側が今ほどの教育重点施策、これ以降並んでおります。右側の具体的施策という部分ですが、こちらは表記はいたしません、実際、左側の教育重点施策を進めるに当たって、どのような具体的な事業かというようなものをそれぞれ当初予算ベースの部分で計上した形を表現したのようになっております。その部分が 35～41 ページまでこのような形で表しております。一応当初に申し上げたとおり、来年度は大きく変わる年かなと思うのですが、一応教育基本方針として、来年度の教育委員会の教育基本方針として、教育委員会としても承認しておく必要があると思ひまして、上程させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

◎教育長

事務局からの説明は終わりました。最後の方に説明のあった右左に、教育重点施策とそれを具体化するための予算案を並記してもらっているところ、ここは非常に分かりやすいかと思います。

質問、ご意見等あればお伺ひしたいと思います。はい、浅井委員。

◎浅井委員

細かいところは、特に意見はないのですが、本来は、教育大綱があつて、それに基づいて教育基本方針、今回それが逆になっているので、そこだけちょっと、今回限りですかね。そこだけ押さえてもらっていたらと思います。

◎教育長

他ございませんか。よろしいですか。

◎全委員

— 特に質問、意見等無し。 —

◎教育長

その他特にないようですので、採決に移りたいと思います。

議案第 9 号について、原案どおり可決することについて、賛成いただける方の挙手をお願いいたします。

◎全委員

— 挙手 —

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員のため、本件は原案どおり可決いたします。

○学校教育課長

教育長。関連でお伺いしたいことがあります、いいでしょうか。

◎教育長

どうぞ。

○学校教育課長

今、推進大会のお話が出ました。そこで、今採決をしていただいたのですが、推進大会の全体会の有無について、教育委員会にお諮りしたいと思います。校長会等でも検討し、いろいろとご意見をいただいておりますが、ぜひ指針を示していただいて、全体会を行うや否やということについて、4月24日金曜日を予定しているのですが、この状況ですので、教職員が皆一堂に会するという、このことのリスクが非常に高いと思います。ご意見をお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

◎教育長

例年だと、城北中に総勢600人前後の先生方が集まるということですよ。今、何かご意見ありますかということでしたが、ありますか。

事務局として、何か考え方はありますか。

○学校教育課長

はい。今ほども申し上げたように、総勢600人、公民館の職員の方も含めて教育関係者皆集まりますので、大きなリスクを抱えていると思います。分科会は各教室で分かれて行うことが可能で、半日程度で行うことができるのですが、1日そこに拘束することが、いかななものかとは考えております。実施は、繰り延べて夏休みに実施とか、別方法も考えられると思っております。

◎教育長

延期ということですかね。このような考えが事務局から出ております。

◎浅井委員

推進大会、全体をとということですか。

○学校教育課長

ただ、分科会の方は、どうしてもやるべき業務があるので。

◎浅井委員

そうですね。全体会はこういうご時世なので、無くてもいいかなと思うのですが、教科等の分科会は、1年間の計画等あるので、やはり必要かなと思います。そこもできるだけ時間を短縮して、原案を事前に出しておくなどして、分科会は行ってはどうかと。

◎教育長

分科会は、感染防止策を取った上で、やはり年度初めに行った方がいいということですね。

◎浅井委員

はい。全体会は無くてもいいかなと思います。

◎教育長

何かご意見ありますか。

◎木下委員

こういうご時世ですので、全体会はなかなか難しいかなと思います。南予地区は落ち着いておりますが、今また新たに、東京とか、大阪とか大都市では、ヨーロッパ発の感染が広がって来ているとのことですので、ちょっと全体会としては、今の時期、4月の時期は控えた方がいいのかなと思います。

それと、やはり中学校の校舎に、先生方、それから公民館関係の職員の方が集まるので、学校の施設で大勢の方が集まることの心配もありますので、全体会は控えた方がいいのかなと思います。落ち着いた時に実施した方がいいのかなと思います。また、先ほど浅井委員が言われたように、先生方にとって大事なことは、会場も含めて検討して、年度初めに行わないといけないことは、きちんと行って、先生方の意思統一を図っていただけたらと思います。

◎教育長

ありがとうございました。他にありますか。

◎田村委員

私も4月24日については、控えた方がいいかなと思います。

◎教育長

そうしましたら、この場では、当初予定していた4月24日は実施を控えて、別途状況を見ながら延期にするという方針で、以後作業を進めるということで事務局はいいですか。

○学校教育課長

ありがとうございます。そうしましたら、ここの方々も皆関係者ですので、各課の方に持ち帰っていただいて、その意思確認をしたということで、また計画を練り直したいと思います。よろしく願いいたします。

◎教育長

では、教育推進大会の扱いについては、今ほどあったような進め方にさせていただきたいと思っております。

次に、議案第10号について、事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育課長

教育長。これは、宇和島市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針についての検討をいただくものです。先月、最後のページになりますが、48ページにある条文を公立学校管理運営規則に追記させていただきました。この内容は国から指定されてもので、特別措置法の関連で、4月1日に施行するために、先月上程させていただいたものです。この文の1番最後のところで、赤字のところですが、3、前二項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定めるとして、今ご紹介した教育職員の在校時間等の上限に関する方針というのを策定することとなっております。今回はこれの内容についての上程です。よろしく願いいたします。

43ページをご覧ください。ここに1から5まで留意事項の説明があります。1、2、3及び5については、ほぼ日本全国どこでも同じ内容となっている注意事項をまとめたものです。4の宇和島

市の教育委員会が服務監督上講ずべき措置として、提言しているものをご説明し、提案したいと思います。それについて、45ページをご覧ください。45ページの4の(1)、(2)、(3)については、それぞれ要綱と時間の計り方等の説明となりますので省略いたします。(4) 在校等時間、これは前回お諮りしましたように、教員は勤務時間を正確に計ることはなかなか難しいですので、学校にいる時間、そして、校外で勤務している時間を合計して、勤務時間、これを在校時間等と呼んで整理することにしております。このことについて、国が注意しているのは45時間なんですけども、この上限時間を越えた教育職員に必要な応じ、医師による面接指導を実施するという事になっております。ただ、これを直ちに実施しますと、非常に多くの教員について、実施をすることになってしまいますので、当面の間は3年間、愛媛県では、これは非常に高い数字なんですけども、80時間を越えた教員を0にするというのを、目標としております。その目標値にだんだん近づけますように、一定期間見て行きたいというふうに思います。そこで、その下にありますように、一定期間の目安としては、繁忙期や長期休業によって状況が異なることに配慮し、これは特に一学期は非常に時間が多くなりますので、夏休み等考慮して、担当課である学校教育課で学期ごとに策定をするものというふうに目標を立てております。数字については、今回ここには示していません。次、ロです。終業から始業までのいわゆる勤務時間インターバルについてですが、これを11時間、これを越えないということを設定しております。これは大体民間の基準に合うものです。ハについては、健康診断の実施についてを書いてあります。これは、教職員は、先ほど予算のところでも説明しましたが、実施しているものです。それから、ニ、年次有件給休暇については、目標を10日間取得としております。非常に高いハードルにはなるのですが、県やその他のところも、大体大きな目安として示しているところですが、今年度は閉庁日を5日間確保して、なんとか実現を図りたいというふうに考えております。ホについては、相談体制について、ヘについては、今回予算化しておりますが、年1回のストレスチェック、これは市の職員が実施しているものと同じもので、これを予算を組んで実施するようにしております。このような具体的の方策を取って、教職員の勤務時間について改善を図ろうとするものが、今回の上限の方針ということになります。この内容につきましては、各市町で内容が異なるようになりますので、特にこの教育委員会の中でご審議をいただいて、ぜひ改善を図っていきたいと思いますので、ここにお示しをしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎教育長

事務局から説明してもらいました。特に今説明のあった、4項目の部分が今、宇和島市の独自の部分だということでもあります。この内容について、ご質問等あればお答えしたいと思います。

浅井委員さん、どうでしょうか。

◎浅井委員

昔から教職員はハードな勤務時間だったので、こうした一定の目安とか、いろいろなフォローをしていただくことは教職員にとっては、ありがたいことではないかと思っています。

◎高山委員

1つだけ質問いいですか。

45 ページの (4) のロですが、勤務時間インターバル、終業から始業までに 11 時間以上の時に、例えば、緊急事態で 23 時まで勤務したら、その教員に対しては、11 時間空けて 10 時に出勤というようなこともするのですか。

○学校教育課長

はい。理想的にはそのような形を取るべきだとは思いますが、実際授業等のことを考えますと、なかなか難しいかなと思います。今はそのような状況が生まれないう、全校体制を整えていく方向で考えたいと思います。

◎教育長

この辺りは、これからのチャレンジの部分でしょうね。

○学校教育課長

なかなか杓子定規に行きませんが、ただ、ルールは杓子定規で作って行かなければいけないところが難しいところです。

◎教育長

しかし、時間だけで処理してしまうというのは、若干問題もあるのかも分かりませんが、そういう意味でも働き方改革とセットで進めていきたいですね。

◎田村委員

ストレスチェックの方法は、パソコンか何かで提出するのですか。

○学校教育課長

市の職員と同じなので、紙でアンケート形式で提出です。それを診断していただいて、個別に返信で受けるという形です。

◎教育長

他ございますか。よろしいでしょうか。

◎全委員

— 特に質問、意見等無し。 —

◎教育長

これでやってみて、実際にまた評価するというステップも必要になるかもしれませんね。

○学校教育課長

教育長。今、教育長に言っていただいたように、今回は改正のスタートになります。例えば 1 年間の、年間の時数で考えていくように教員の方はなって来ていますので、実際は、1 学期、2 学期多くても、3 学期はある程度押さえられて、大体 45 時間程度に収まる先生がほとんどになっております。3 学期は日が短いということもあるのですが、その辺りをトータルで考えていけるように見ていきたいと思えます。

◎教育長

他になければ採決に移りたいと思えます。

議案第 10 号について、原案どおり可決することについて、賛成いただける方の挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員のため、議案第10号は、原案どおり可決という扱いにいたします。

◎教育長

ここからは、非公開案件の審査を行います。

◎教育長

報告第4号を上程する。

報告第4号

令和2年度教育費当初予算の要求について

◎教育長

説明を求める。

○教育総務課長

令和2年度教育費当初予算の要求に関する報告事件（総括、教育総務課分）を説明する。

○学校教育課長

令和2年度教育費当初予算の要求に関する報告事件（学校教育課分）を説明する。

○生涯学習課長

令和2年度教育費当初予算の要求に関する報告事件（生涯学習課分）を説明する。

○文化・スポーツ課長

令和2年度教育費当初予算の要求に関する報告事件（文化・スポーツ課分）を説明する。

○人権啓発課長

令和2年度教育費当初予算の要求に関する報告事件（人権啓発課分）を説明する。

○学校給食センター所長

令和2年度教育費当初予算の要求に関する報告事件（学校給食センター分）を説明する。

◎教育長

会計年度任用職員の人件費について、小学校費、中学校費に含まれているのか問う。

○教育総務課長

含まれている旨回答する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第5号を上程する。

報告第5号

宇和島市社会教育委員の解嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市社会教育委員の解嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第6号を上程する。

報告第6号

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

◎教育長

以上で、非公開案件の審議が終了いたしました。会議を公開に戻します。

以上で、本日予定の議事は終了いたしました。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

◎教育長

今日の付議事件はこれで終了したわけですが、その他に入る前に、議事日程の4番、新型コロナウイルス感染拡大防止対策についての議論に入りたいと思います。先週末に、政府の専門家会議の議論の結果が公表になりました。それを受けて、官邸からも話がありました。そして、19日に、県の教育委員会の方からも文書が出ています。そこを踏まえて、学校、それから文化施設、公民館等、体育施設も含めての対応について、特に春休みの部分について、教育委員会とし

てこういう対応を取っていかうという案について、事務局各課から説明いたしますので、それについてご意見あれば、お伺いしたいと思います。

#### ○学校教育課長

教育長。学校教育課の方から、学校対応についてお話をします。その前に今も、教育長が言われたように、19日の段階で国が指針を示した中で、愛媛県の方が次の3点について、各学校の方に指示をしております。1点目は、春休みについては自宅待機を要さないということです。これについて、一切制限はしないということになっています。2点目は、部活動について、実施はするけども、十分な対応策を取りなさいということ。3点目は、学校再開については今日にも出るのではないかと思います。国の文部科学省の指針が出ますので、その後詳しく指示しますとのこと。この3点が出ております。そのことに基づいて、今お配りしている令和2年度4月1日以降も、明日、明後日で卒業式、終業式が終了するということを前提に、少し先のプランを立てています。この対応方針につきましては、四角の中にも書いてありますけども、教育委員会において学校に関わる各部局が協議して対応を決めるための基本となる、方向付けとなるものを作ったということと認識をいただければと思います。中に関係機関をいう言葉が出てきますが、先ほど行われました市の感染症対策本部であるとか、保健所であるとかの専門機関と、しっかり連携を取って、相談をして、判断をしていきたいという考えです。以下、資料に従って簡単にご説明をします。3月25日、水曜日が一斉修了式の日で、ここで学校は春休みに入ります。ですので、ここから切り替わります。先ほど言いました子どもたちの自宅での待機は原則として求めないということは、宇和島市としても同じ対応をしていきたいと考えます。26日木曜日からは、部活動も再開します。これについては、市の中学校体育連盟の方で、国の方針に加えて、まず、生徒の参加する部活動については、保護者の必ず了解を得るということ。それから、活動する場合には、顧問が必ずその場についていること。もう1つ、校長が実施内容を十分に確認をして、当面は、合宿や遠征、練習試合はしないというようなことを申し合わせています。そのようなことに基づいて、26日から部活動を再開する予定です。以後、この宇和島市近隣に「感染者」が確認されている場合についての対応をお話します。そこに書いてある1Fというのは、第1フェーズ、市内に感染者がいない場合です。これについては、授業・行事・部活動等について、一部簡略化を図りながらも通常対応するという方針です。第2フェーズ、市内に学校関係以外で感染者が確認された時は、例えば、臨時休業については、一部学校で臨時休業の措置を取ると、これは、一部学校としているのは、市内に出たからといって、広く市内を全部止めるということではなくて、関係者の協議を得て、一部地域・学校で臨時休業を取るという意味です。2番については、そこにありますように子どもたち、特に小さい子どもたちの対応、それから、特別にニーズのある子どもたちに対して対応を取る場合、この居場所作りについて学校でも対応するということです。3は、喫緊の入学式について、どういう対応を取るかということで、分けて考えております。この場合も、入学式については、今日学校に指示を出しておりますが、基本的には、今後状況が変わらない限り、簡略化した方法で式を行うということ。以下については、状況が厳しくなった段階、例えば、第3フェーズでは、小・中学校で感染者が確認された場合、この場合、状況が非常に厳



しくなりますので、出た学校とそれ以外の学校に分けて考える。これが、当該校と他校という対応です。同じようにそれぞれ保護が必要な子どもたちの状況、それから、入学式について、どうするかということも計画しております。基本的に入学式については、当該校については中止せざるを得ないのではないかと、逆に、その他の学校については、できるだけ実施する方向で考えたいと思います。これについても、関係機関と相談して、協議をすることにしております。最後4番目は、非常に厳しい段階に進んだ場合について書いてありますが、複数の学校において感染者が出た場合ですけれども、基本的には、第3段階と同じような対応を取るのですが、確認された学校と他校とを基本的に分けて考えるという状況が出てくるのかなと思います。1番最後のページについては教職員等について、濃厚接触者と確認されるような者が出た時に、臨時休業及び、その他の事項について整理をしたものです。一応学校としては、これらの状況を基に、教育委員会で、最終的に関係機関と協議をして決定する形は、どうかと考えおります。以上です。

#### ◎教育長

続けてお願いします。

#### ○生涯学習課長

教育長。3枚目をご覧ください。生涯学習課所管となる施設について、ご説明いたします。学校が春休みに入る3月26日、木曜日から主催・共催事業、講座等及びその他貸館について、十分な感染対策を講じた上で実施及び使用を可としようとするものです。同様に、生涯学習センターそれから図書館につきましても、図書館の一部、自習室等密室空間は除きますが、3月26日から使用を可能としようとするものです。ただし、生涯学習センター、指定管理ですけれども、イベントで県内外から多数来るようなものは協議の上、自粛を要請したいと考えております。また、春休み中に実施しております、放課後子ども教室、宇和島と美沼の2教室についても、必要最小限の人数で実施しようと考えております。

#### ○文化・スポーツ課長

文化・スポーツ課です。1番、4月29日予定しておりました大学相撲宇和島大会ですが、13時からの実施委員会で市長以下12名の委員の内、9名の委員に出席をいただいて、9名全員一致で中止という判断をさせていただきました。以下は、先ほどの部活動開始、学校の春休みということを受けて、少し緩める措置を取ろうとするものです。26日を期限としまして、締めておりました市総合体育館、吉田ふれあい運動公園、スポーツ交流センター、三間町国民体育館等々を開けようとするものです。ただ、部活動が、大会、練習試合等禁止のため、管理上、必要に応じて止める場合もあるということです。1つだけ、大人が行っている、いわゆる学校体育施設の夜間の使用につきましては、子どもたちの安全を考慮いたしまして、春休みいっぱい止める方向で決めたいと思います。以上です。

#### ◎教育長

以上、学校、それから公民館と文化・スポーツ施設についての扱いについて説明がありました。考え方としては、県の教育委員会から出た26日からの部活動は緩和して行こうという流れに全体が合わせたという形なっております。1つ申し添えておきますと、今日の午後、この会議が始まる

前に、宇和島市の新型コロナウイルス対策本部会議がありました。今、説明した内容については、対策本部会議でも調整は図っております。順序は前後する格好にはなっておりますけれども、調整をとらせていただいております。その上で、この案について、ご了解いただければ、教育委員会として決定としていきたいと思っております。その上で、ご質問等ありましたら、受け付けたいと思っております。いかがでしょうか。

◎弓削委員

小・中学校の入学式なのですが、教育委員会の告辞は、また貼り出すという形ですか。

○学校教育課長

はい。簡略式ということですので、卒業式と同じ対応をとってもらおうと考えております。

◎教育長

在校生はどうしますか。

○学校教育課長

在校生も学校の大小に合わせて、どうしても必要なところもありますので、それに合わせて学校で判断するという事です。

◎浅井委員

原則出席するという事ですか。

○学校教育課長

大きい学校以外は出席しません。歓迎の言葉とかは必要なので、1人だけが出席するという場合はあります。

○教育部長

教育長。時間があまりないので、16時半から教育総合会議です。その会議の冒頭で、市長とこの話を議題にしておりますので、そこで教育委員のみなさんと市長とで議論をしていただければと思います。

◎教育長

他よろしいですか。この件につきましては、この案で決定するという事にさせていただきたいと思っております。

(5) その他

◎教育長

その他、意見等ありませんか。

— 特に意見なし。 —

◎教育長

それでは次回の日程について。

— 協議のうえ、教育委員会4月定例会を4月22日に開催することを決定する。

(5) 閉会宣言（午後4時27分）

◎教育長

それでは以上をもちまして、教育委員会 3 月定例会を閉会いたします。